

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	山下 洋史
登録番号又は法人番号	11430607
所属する単位会	熊本県行政書士会
事務所名称	山下交通事故行政書士事務所
事務所所在地	熊本市中央区帯山4丁目55-16メゾン・ド・ファミリーユ16
処分年月日	令和4年2月16日
処分内容（種類）	廃業の勧告（会員の権利の停止を含む）
上記処分をした理由	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和2年1月以降誠実な業務不履行に起因する6件の一般市民からの苦情事案を生起させた。 ② 調査の結果、法に定められている事務所をどこにも設置していない。 ③ 平成27年5月分から令和4年1月分まで81ヶ月分の会費を納入していない。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<ul style="list-style-type: none"> ① 行政書士法第10条 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 ② 行政書士法第8条第1項違反 行政書士はその業務を行うための事務所を設けなければならない。 ③ 熊本県行政書士会会則第18条第1項違反 個人会員及び法人会員は、それぞれ別表の定めるところにより会費を本会に納入しなければならない。